

理事の報酬等の額及び支給の基準について(案)

1. 報酬等の額について

報酬額 年額 810万円以内

2. 支給の基準について

「公益社団法人競走馬育成協会 役員の報酬等の支給に関する規程」に基づき支給する。

[参 考]

公益社団法人競走馬育成協会 役員の報酬等の支給に関する規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は定款第29条の規定に基づき、常勤役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬額等)

第2条 役員の報酬は本俸と役員手当とし、その月額表は別表のとおりとする。

2 前項に定める報酬のほか、役員に対しては、通勤交通費等及び旅費を支給することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は理事会で別に定める。

別表(月額)

役職	本俸	役員手当
副会長理事	498,500円以内	172,000円以内